

申告書等の提出は1月31日までに

家屋異動申告書

平成19年中に、家屋を取り壊された方や家屋の用途を変更された方は、「家屋異動申告書」を提出してください。また、新築、増築された方は、「家屋の取得に係る申告書」を提出してください。

住宅用地申告書

平成19年中に、土地を新たに住宅の用に供したり、住宅の用に供していた土地を住宅以外の用に供した場合など、住宅用地に異動があつた場合には1月31日までに「住宅用地申告書」を提出してください。住宅に係る家の用途を変更された場合も申告が必要となります。

償却資産申告書

固定資産税の対象となる償却資産（土

給与支払報告書

給与の支払いをする事業所（者）は、平成19年中の給与所得その他必要な事項を「給与支払報告書」に記入し、給与の支払いを受けている者の平成20年1月1日現在の住所地の市町村に、1月31日までに提出してください。

※なお、申告書等各書類については、税務課に備えてありますのでお気軽に申請してください。

詳しくは、市税務課（市役所1階☎32・2115、または、32・3821）まで。

地・家屋および無形減価償却資産を除くの所有者は、1月1日現在の資産を1月31日までに申告してください。
申告用紙が届いていない事業所はご連絡ください。

徳島市山城町の「アステイとくしま」

平成19年分の所得税・個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場は、「アステイとくしま3階第2特別会議室」（徳島市山城町東浜傍示1）です。

【期間】2月1日（金）から3月17日（月）まで。（土・日曜日および祝日を除く）
ただし、2月24日および3月2日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

【受付時間】午前9時から午後4時まで。
（注）この期間、徳島税務署内には幸町3丁目54、☎088・622・4131、31）まで。

確定申告会場を設けておりません。
なお、アステイとくしまのイベント等の関係で無料駐車場が利用できない場合は、有料駐車場をご利用いただくこともありますのでご理解、ご協力をお願いします。

【受付時間】午前9時から午後4時まで
（2月18日（月）から3月17日（月）までの確定申告および市・県民税申告の期間は、長時間お待ちいただく場合があります。年金収入のみの方、住宅ローン控除等還付申告をされる方はぜひ、この期間（2月6日～8日）にご来庁くださいますようご協力をお願いいたします。
ご不明な点や詳細につきましては、徳島税務署（☎088・622・4131）、または市税務課（☎32・3821）にお尋ねください。

税務署・市税務課からのお知らせ

確定申告相談会開催

2月6日（水）～2月8日（金）

徳島税務署・市税務課では次の方を対象とした確定申告相談会を開催いたしますので、ぜひご出席ください。

対象者

①公的年金等をもらっている方
②給与所得者で、平成19年中に住宅ローン等を利用し、家屋を新築・購入または増改築をされた方

【場所】小松島市役所4階会議室

【日程】2月6日（水）～2月8日（金）

【受付時間】午前9時30分から午後4時まで

○ご出席の際には、下記の書類をお持ちください。

○2月18日（月）から3月17日（月）までの確定申告および市・県民税申告の期間

は、長時間お待ちいただく場合があります。年金収入のみの方、住宅ローン控除等還付申告をされる方はぜひ、この期間（2月6日～8日）にご来庁くださいますようご協力をお願いいたします。
ご不明な点や詳細につきましては、徳島税務署（☎088・622・4131）、または市税務課（☎32・3821）にお尋ねください。

区分	必要な書類	左記以外の必要書類
①公的年金等をもらっている方	・公的年金等の源泉徴収票、公的年金以外に収入のある方はその所得の計算に必要なもの（給与所得の源泉徴収票など）	・確定申告書が送付されている方は、確定申告書用紙（送付されていない方は、当日交付します。） ・印鑑 ・預金口座番号（申請名義人のものに限ります。）が分かるもの ・筆記用具、計算用具など（年末調整ができるない方で社会保険料控除、生命保険料控除等を受ける方） ・国民健康保険税の支払額の分かる書類 ・国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類（社会保険料（国民年金保険料）控除証明書など） ・生命保険料、地震保険料の支払い証明書 ・医療費の領収書
②給与所得者で、平成19年中に住宅ローン等を利用し、家屋を新築・購入または増改築された方	・給与所得の源泉徴収票 ・住民票の写し ・家屋の登記事項証明書 ・売買契約書（工事請負契約書）の写し ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書	